

# 戦争被害と感情の記憶をめぐる省察

—— 731 部隊遺跡保護運動が語る記憶の傷痕 ——

田中 寛

私は、日本政府に厳しく訴えます。日本の侵略軍が私の父・李鵬閣を残酷に殺害したことを訴えます。日本の侵略軍が我々一家にもたらした傷と損害に対して訴えます。日本政府に李鵬閣の家族が受けた精神的傷と人生の損失を賠償するよう求めます。

—— 「父は帰って来なかった・731 部隊被害者遺族」集会での証言より

(2010.11.23)

## 1. はじめに

人間の記憶がよみがえるプロセスについて考えることは少ない。むしろ私たちはよみがえった記憶の諸事態から過去を想起し、現状を修正することに囚われる。だが、記憶はそうした人間の恣意に関わりなく浮上することもある。本稿で筆者が考えたいのは多くの記憶の中でとりわけ戦争の記憶がどのような性格をもつのか、といったことである。

本稿は大きく前半と後半に分かれる。前半部分では記憶とは何か、また、とりわけ戦争被害者の感情、記憶の傷痕が語りとしての証言へと昇華するプロセスについて述べる。後半部分では具体的に語られざる<記憶の形象体>として、中国黒龍江省ハルビンに存在する 731 部隊の遺跡跡地の保護保存活動を通して得た体験から、語りとしての記憶を未来へいかに持続可能なものとして継承していくかを述べてみたい。

戦後 60 年以上も経過して今なお戦争の傷痕が語られるのは、人間には癒し難い肉体的、精神的な傷があり、それは記憶によって過去の原罪を告発し、外面との接触共有を通じてしか癒されないからであろう。とくに「生存者がいる記憶」において顕著である。いささか旧聞に属する記事になるが、米国で「従軍慰安婦」問題が過熱したことがあった。

元従軍慰安婦 米下院で証言 決議案に日本側反論

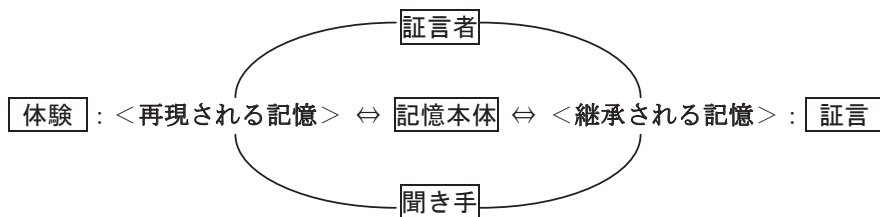
旧日本軍の従軍慰安婦問題について日本政府に謝罪を求める米下院の決議案をめぐり、下院外交委員会アジア太平洋・地球環境小委員会は 15 日、元慰安婦 3 人を招いて公聴会を開いた。これに対し、加藤良三駐米大使は「日本政府はすでに謝罪している」と反論する内容の書簡を小委員会宛てに提出した。公聴会での韓国の元慰安婦は、苛酷な当時の生活を振り返り、「私は（日本政府から）謝罪を受けていない。彼らが私の前にひざまずき、心からの謝罪をするまで私は訴え続ける」と述べた。別の元慰安婦は「自殺を試みたが、見張りのために死ぬことすら出来なかった。私の青春を返してほしい」と語った。また、旧

日本軍が占領していたインドネシア・ジャワ島に住んでいた元慰安婦は、刀を突きつけられて暴行された体験を生々しく語り、こうした女性への人権侵害が二度と起きないように訴えた。(朝日新聞 2007.2.16. 夕刊)

この文脈で明らかなのは日本がいかに政府、国家レベルで謝罪をしたと主張しようとも個人への謝罪は別次元のものである、ということだ。また、すでに謝罪していると主張する日本側の論理に対して、いささかもその意味が被害者に伝わらないことである。戦争経験者、証言者がいなくなるまで日本政府は加害事実を封印し、偽装し、回避しようとする。だが、被害者、証言者の記憶は子々孫々受け継がれるだろうし、加害者もまた次の世代に責任を継承されていく。前者(被害者、証言者)の記憶は後者(加害者、聴取者)の記憶よりはるかに絶大であり、長期的である。この乖離、段差は無くならないまでも、どのようにして修復され、どの程度軽減されるものだろうか。この問いに答える努力をしない限り、日本のアジアからの信頼回復は依然として果たされない。

記憶が今なお時空を越えて生々しく語られるのは、死期が迫ってきて今こそ真実を語っておきたいという歴史の証言者としての使命感によるのだろう。「体験」が苛酷であればあるほど「証言」は鮮烈で、言語を絶する内容が語られる。言語そのものが「体験」となって事実を訴える。談話のほかに文字や映像に残されたものも証言の記録となる。「証言」は「体験」の再現であり、未来に語り継ぐ手段である。それは一時停止することもできれば、再生、早送り、巻き戻しも可能である。また、意図的に消去することも可能であろう。

一方、体験者の「証言」を聞く側はそれを通して「体験」をひたすら想像して追体験しようとする。その想像力、追体験のしかたは各人各様である。受け止める側の世界観、人生観によって、「証言」はときに矮小化され、肥大化する。そもそも証言者=体験者は、当時の記憶をもとに体験を再現する。これを<再現される記憶>とすれば、受け止める側はそれを次世代への語り継ぐ<継承される記憶>として未来に託される。



言い換えれば<再現される記憶>が過去を検証する求心的な記憶(内発的営為)であるとするれば、これに対して<継承される記憶>とは未来に向かって現状を修復する遠心的な記憶(外発的営為)と意義づけられる。かくして「体験」は「証言」となって「記憶」される。このテーマの連鎖、連環は多かれ少なかれ質量の変化はあっても、意図的に中断されない限りにおいては、半永劫的に続いていくことになる。

戦争の過程で生じた不法行為、非人道的な違法行為に関する損害賠償は広く戦争賠償(war reparation)と呼ばれる。賠償の責任は原理的には交戦国双方にあるが、実際には戦争終結後に

戦勝国が敗戦国に対して金銭的支払いやその他の物的領土的負担、返還割譲を強いるのが通例である。具体的には戦後賠償の一環としての経済支援、経済協力などの援助で国際的な信頼を獲得することになる。賠償は権利、人権侵害の救済、違法行為に関連する損害賠償をさすが、一方それだけでは償えない事情も露呈してきた。金銭的な面だけでは賠償の対象にならない精神的損害賠償というものである。日本の戦争責任に絡むアジア諸国の被害は個々の実情を有し、それぞれが耐え難い記憶を背負っている。これは当時の被害がその後、記憶として堆積し、死期を間近に控えた被害者の中から人権回復の意味も含めて発せられるようになった。当時、それほど感じられなかった被害の記憶が時間を経て、増殖していったことも考えられる。心的外傷という精神的被害は戦争、戦場の記憶と最も深刻に、長期的に結びついたものである。この戦争賠償についての異見は今後の戦後処理の問題として重要な課題でありながら、国民の間ではほぼ無関心の領域にある。

こうした事実直面する時、これからの国際化時代における異文化共生の大きなバリアー、壁となる以上、何らかの対処策を考えて行かなければならない。記憶の共有、継承は果たして可能なのだろうか。

## 2. 記憶の組成、統制、蘇生

記憶とは何か。とりわけ、戦争の記憶とは何か。戦後65年余を経て、いまなお戦争の後遺症はどこにどのような形で存在し、それが国民感情にどのような影を落としているのだろうか。この実態は、たとえば今日の日本外交の閉塞感、たとえば、2010年9月に発生した尖閣列島沖での中国漁船衝突事件、今なお出口の見えない北朝鮮外交問題などに反映されているのではないか。日本が抱える東アジア、北東アジア問題の混迷については常に歴史感情が底流にあることをあらためて認識せざるを得ない。

記憶にとって、総てがその対象になるわけではない。無数の現象、体験からそれまでとは異質な、非日常的遭遇が刺戟となって、記憶の土壤に移植する。それはひとつの傷痕である。傷は時間の経過とともに癒され、治癒されることもあるが、その傷跡を見ることで当時のさまざまな感情がフラッシュバックする。この事実はそれぞれ個人的な体験を振り返ることで明らかであろう。戦争の記憶は大きな時代的、国家的規模としての記憶でありながら、そこに個人の固有の記憶が覆い重なる。後者はともすると、大きな歴史の奔流に流され、その本質の所在を見失うこともある。だが、それは時として浮上する。忘却への反動として、あるいはもう一つの記憶の原野の復讐として。

ここで記憶の構造、内実について概観しておこう。

一般に記憶とは「短期記憶」、「作動記憶」、「長期記憶」、「展望的記憶」、「自伝的記憶」の五つに分かれる。「短期記憶」とは、短期間に保存される記憶である。情報量は限られ、貯蔵庫も流動的である。「作動記憶」は短期記憶を発展させたもので、その活動は客観的な視角を得て、認知的情報をも取り込む概念となる。容量にも個人差が見られ、個性やパフォーマンスにも影響を及ぼす。「長期記憶」とは、長期間保存される記憶である。そのほとんどが忘却しない限り、死に至るまで保持される。長期記憶貯蔵庫の容量も大きいですが、優先度によって忘却の諸員も産

まれる。忘却は減衰説、干渉説、検索失敗説が存在する。減衰説とは時間の経過によって記憶が薄れていくという説、干渉説とは、ある記憶が他の記憶と摩擦、干渉を起こすことに依って、記憶が消されるという説である。これは相殺説とも称してよい忘却である。検索失敗説とは、想起の失敗が情報自体の消失（データ消失）にあるのではなく、適切な検索の手段、ツールが見つからないため、記憶内の当該情報にアクセスできないことに依る。なお、長期記憶は言語的記憶と非言語的記憶から成る。言語的記憶は文字あるいは記号が媒体となり、近時に検索が可能であるが、非言語的記憶は媒体が不明確で遠隔による検索に頼らざるを得ない。なお、短期記憶から長期記憶への転換、転移は維持演習とともに、より精緻化の演習が必要とされる。

以上は過去の出来事についての記憶は回想的記憶と呼ばれるが、これと対極にあるのが未来（将来）の記憶である。これを「展望的記憶」という。一見矛盾したように見えるが、近時未来、遠時未来に対して予想や計画をめぐらす記憶行為である。これもまた過去の回想的記憶と連動して、ある部分は一体化し、修正されることも少なくない。最後の「自伝的記憶」は、自己存在の正当化する記憶である。日記や肉親兄弟の言い伝えにより、自分の声調を確認して得られる記憶である。そこには優性なものが残り、劣性なるものは意図的に消滅することも珍しくない（以上、矢野円都『時間記憶の認知心理学』など）。

戦争の記憶をこの6種類にあてはめてみれば短期記憶の集合としての長期記憶であり、さらに自分史ともいべき自伝的記憶をも有し、過去現在から脱してありうべき将来像を模索する展望的記憶さえも有する、＜複雑系としての記憶＞と意義づけられる。オーラルヒストリの場合、この構造的背景をよく理解しておく必要があるだろう。

さて、記憶に出会う、ということは、その記憶がある意思をもって内発的に現実に向き合うこと、と仮定するなら、もう一つの形態は何らかのきっかけによって、外発的に刺戟を与えられて遭遇するというものである。前者は有契的で依存的であるが、後者は偶発的な要素が強い。記憶と条件との関係で意義づければ、論理的なレバ条件が前者の接近に相当し、偶発的、コト的事態のト条件が後者に属するとみてよいだろう。なお、一般記憶はタラ条件、命題化された記憶はナラ条件と符合する。触発する前件因子が整合的であればあるほど後件帰結は真理であり、異見介入を許さない。だが、同じ前件因子でも流動的であれば、後件帰結は矛盾に充ちたものとなり、常に相補の衝突が生じかねない。

一方、人は記憶にどのようにして出会うのだろうか。その衝撃をどう吸収し、獲得するのだろうか。そしてどのようにしてその人の人生観、常識を変えていくのだろうか。

『記憶にであう 中国黄土高原 紅棗がみのる村から』（大野のり子）は、中国山西省を旅した日本人女性が、山村で戦時下の性奴隷をはじめ悲惨な体験をもつ被害者遺族に出逢い、それまで関心の薄かった過去から現在に至る過酷な戦争被害者に共鳴する過程を日常的な視点から描いた体験記である。無に等しい側に突然突きつけられた記憶は体験した側にとっては常に保持してきた心的傷痕（トラウマ）としての記憶であり、両者の遭遇は最初の怒りから徐々に記憶が現実化していくことになる。作者の体験記からは戦争被害者の生々しい記憶が語りによって聞き手に共有化されていく過程が分かる。治癒されないまでも、ある種の障害からは解放（緩和）されていく。遭遇によって記憶は言語化され、伝承化されていく。そのことの意味は、自ら伝道者としての資格を自覚し、歴史の創造者たる自覚を持つに至る。記憶の言語化、伝導化

とは、そうした歴史への具体的な参画を意味するものだろう。そこからどのような交流が生まれるのかは、未知数であるけれども、ささやかでも生きるという再生への希望は生まれる。

体験としての記憶が証言となり、語りとなる。そのことで事実が現在に定位され、新たな時間的交渉権を獲得する。記憶は現在から照射され、あたかも昨日のここのように甦る。また、肉声の証言に代替するものとして、多くの手記、日記などの紙媒体、証言集からは記憶を将来に伝えたい意思が反映される。映画などのメディアもまたそれに大きく寄与するだろう。戦争映画や小説は疑似体験を見る側、聴く側に訴えてやまない。

また、物言わぬ証言として、遺跡や記念碑などのモニュメントがある。本論では「731部隊」旧跡を圍繞する記憶、人体実験などによって虐殺された殉難者を慰霊する記念碑の建立などについて、第6章以降で述べることにする。

### 3. 記憶の規制と統制

ところで、記憶を規制・統制する外的な法的手続きがいくつか存在する。フランスではユダヤ人大量虐殺（ホロコースト）に疑義を呈するのを禁じたり、奴隷貿易の非人道性を記憶にとどめようとする法律がある。この「歴史記憶法」には次の事項がすでに施行されている。

#### ○ゲソー法

1990年7月に採択。ナチスによる人道犯罪に対して疑義をはさむ行為を禁止。違反者には禁固刑や罰金を科す罰則規定がある。ゲソーは提案議員の名前である。

#### ○2001年1月29日法

1915年にアルメニア人に対する民族大虐殺が存在したことをフランス国家として認める。罰則規定はない。

#### ○トビラ法

2001年5月採択。奴隷貿易を人道犯罪と規定。学校教育や学術研究で扱うよう求める。罰則規定はなし。トビラは南米、仏領ギアナ県選出の議員名。

上記の三つのほか、「アルメニア虐殺否定禁止法」が2006年10月に下院を通過、審議中である。第一次大戦のアルメニア人に対する民族虐殺に疑義をはさむ行為を禁止したもので、禁固や罰金などの罰則規定を含む。

だが、こうした条文による規定に「歴史認識の押し付け」、「歴史研究への政治の介入」とする反発と、「被害者を擁護し、過ちを繰り返さない」と主張する側との論争が広がっている。賛成派は「戦争の生存者を虚言、中傷から保護」する点を主張し、反対派は「歴史家の研究、発言に枠をはめる危険」がある点を主張する。賛成派は「たとえば第一次大戦の後、アルメニア人の虐殺についてトルコの責任を審判し、断罪する試みがなされていればヒトラーもユダヤ人大量虐殺に多少は尻込みしたのではないか」（セルジュ・クラスフェルド氏）という示唆も投げかけている（朝日新聞2007.1.23）。

日本の場合にあてはめてみよう。旧日本軍731部隊による細菌戦、毒ガス戦、人体実験はなかった、従軍慰安婦はなかった、南京大虐殺はまぼろしだ、という主張が起こった場合、その発言者は有罪になるというものである。だが、こうした力関係が逆転することもありうる。つまり、

旧日本軍 731 部隊による細菌戦、毒ガス戦、人体実験があった、南京大虐殺があった、従軍慰安婦があった、という主張が起こった場合、発言者が有罪になるというものである。反対派と賛成派の対立は今後、日本の歴史認識の論争にまで影響を及ぼすことも考えられる。ただ、フランスの場合、他国で起きた歴史の認識を裁いている点が注目される。

現在、欧州連合（EU）でホロコーストを否定する論者を罰する法令を作る計画が、ドイツの発案で進行中である。だが、英国や北欧諸国ではこれに対して「言論の自由を脅かす」との保守的な慎重論も聞かれるという。トルコがアルメニア人大量虐殺の歴史事実を認めることを条件に EU 加盟可否の去就が注目されているのは、あたかも日本が常任理事国に周囲の賛同を得て仲間入りするには、戦争の加害に対して、被害者にどう真摯に向かい合うか、という要件が大きな背景にあることをあらためて認識させる。日本ではトルコのように「国家侮辱罪」を発動するまでには至っていないが、言論自体には相当の圧力があることも事実である。今後、日本国内での民族主義、右翼勢力の動向も看過できない。だが、日本が戦争責任を正面から受け入れない限り、周辺諸国アジアはもちろん、世界の国々からも認知されないことも明白である。世界で唯一原爆の被害を受けながら、反対運動、禁止運動が世界的な支持と広がりを獲得しえないのはしばしば指摘される通りなのだが、日本人の間にはこうした認識は依然として浸透していない。

東アジア、さらに広いアジア圏では欧州連合のような共同体はないものの、地理的な近さと歴史的背景からいえば、中国、韓国、日本の関係は記憶の共同体である。もし、欧州において「国家としてすでに謝罪している」といった「国家無答責」の主張を繰り返したりすれば、たちまち非難の逆襲に遭うであろう。

こうした日本の記憶に対する責任回避はなぜ起こるのだろうか。責任の所在を明らかにしないと同時に、責任そのものを抹殺しようとする主張は日本が均質的な共同体で、他者との共同体を構築する意識がきわめて弱いことを象徴している。日本は島国、単一民族共同体といった幻想に長期的に強く拘束され、呪縛を受けてきた。仲間同士でいる分には非常に友好的、親密であるが、ひとたび異質な意見が出るや排他的な状況が鮮明になる。

#### 4. 記憶への遡行、記憶からの蘇生

なぜ、同じ時代の体験としての戦争にこうした意識の段差、懸隔が生じるのだろうか。加害と被害の感情が介在することはいうまでもないが、話の筋を追っていくと、論点の中心はどうも記憶をめぐる人間の思惟、蘇生の構造にあるように思える。

記憶について一之瀬正樹は「『わたし』とは何か」で次のように述べている。

「記憶がある」とはどのような事態を指すのだろうか。記憶が人間存在と関わることは語法的な制約だとしても、それは必ずしも人間の心に存在しなければならないわけではない。実際確かに、習慣化した振舞いや瞬間的に駆使される技術などにおいては、自覚や明確な知覚なしに「身体が記憶している」というべき事態が現れる。あるいは、本人の自覚に関わりなく、記憶と大脳皮質の特定の状態を等置する文脈もあるかもしれない。けれども、こうした場合さえ、そうした振舞いや技術や大脳の状態に注目し、そのことの由来や来歴

を自覚的に想起するという（当人または観察者の）心的な働きが根底になれば「記憶がある」という状況は現出しないことは明らかである。してみれば、記憶とは、やはり自覚的な想起知覚を意味の核心にもつ事態であると、そういうべきだろう。すなわち、記憶は何よりも「よみがえる」ことによって存立するのである。（傍点引用者、以下同様）

単に記憶がそこにあるから事態が想起されるのではない。記憶は自覚的、主体能動的な働きかけによって甦る。外発的というよりは、むしろ内発的というべきだろう。それが証拠によみがえった記憶はなかなか消し去り難い。記憶の古層はひとたびの活断層の激震によって液状化すれば、いとも簡単に現代をも呑みこんでしまう。

しかしながら、このような意味での「よみがえる記憶」は、あまりに普遍化されすぎではないか。時間の経過を含意する事柄を理解するときには、いつでも原理的に「記憶がよみがえっている」ことになってしまうのではないか。いや、そもそも理解するという働きそれ自体が時間経過を要するのだから、人間のすべての思考は「よみがえる記憶」にほかならなくなるのではないか。けれど、事実そうなのだ、と述べるべき側面があることにぜひ思い至らなければならない。すべての語りや推論は、直前に現れた事柄の「記憶がよみがえる」ことによって成り立っている。記憶は、もともとあまりにも普遍的なのである。よって、記憶の反対、つまり忘却は、文字通りには意味不明である。実は忘却とは、何かを覚えていたはずだ、という記憶のよみがえりなのである。

人間の行動はつねに一定の記憶にもとづいて反復される。日常の行為は習慣化されれば記憶を意識しない。だが、いったん記憶を喪失しかけた場合には、必死にひとつひとつのコマの再現、構築を模索しなければならない。それは「明日の記憶」という生きるための牽引であるからだ。そして「記憶」と「忘却」は銅貨の表裏の関係にたとえられる。

だが、この「よみがえる記憶」という把握を突き詰めていくと、直観に反する内実が浮かび上がってくる。「よみがえる記憶」の本質は「よみがえる」ことにある。しかるに、「よみがえる」ことは現在の事象である。であるなら、記憶は現在において生成するということになろう。言い換えれば、記憶はいまはじめて存在し始めるのである。けれども、「よみがえる記憶」が過去事象についての知覚、つまり想起知覚であることは、話の前提であった。というよりむしろ、すべての時間経過に「よみがえる記憶」が関わる以上、過去とは「よみがえる記憶」の対象として規定されているとさえいえる。とするなら、「よみがえる」という現在事象が記憶の本質をなす、記憶と過去事象は強く結びつく、という二点が動かせない限り、ここから導かれるのは、過去は現在において生成する、という実に驚くべき論点であろう。現在の事象が過去を作り出してしまふのである。

「記憶」を梃子、基点として生じる、過去と現在の「とりかえばや物語」である。記憶をめぐる歴史論争が繰り広げられるのは、それが現代の利権抗争、人権や真実の奪還闘争と緻密に連

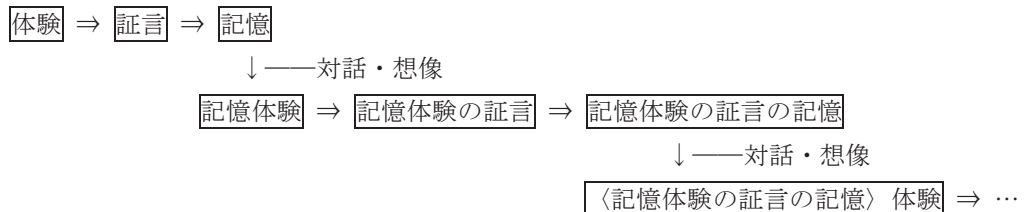
携しているからにはほかならない。一之瀬はさらに次のように総括している。

こうした論点を認めると、もはや記憶違いなどということはありません。記憶と独立の、記憶の真偽判定のために参照すべき過去など存在しなくなるからである。けれど、こうした理解は端的におかしい。おそらく冒頭で触れたような「身体が記憶している」といった把握が可能だという点が、この袋小路からの出口になるだろう。というのも、そこで浮上した（明らかに一定の規則性理解や理論と連動した）「よみがえる記憶」は必ずしも当人の知覚でなくともよかったからである。記憶は、まさにそれが「よみがえる記憶」として凡化される限り、一見逆説的に聞こえるが、他者と共有され、自他相互の間で振幅する働きを秘めていたのである。こうした記憶の契機は、社会の物語る歴史と結びつき、ときには権力と結託し、公式見解や学説の形で真偽の基準を押し出してくる。それに反するものが記憶違いなのだ。記憶がこのように捉えられるとき、記憶はわれわれの生きている社会の構造を映し出し、われわれの将来の生活を色濃く暗示する。そう、記憶とは、かえって、未来にこそ向かっているのである。

（岩波講座『新哲学講座』、「『わたし』とは何か」1998より）

「記憶」はときに施政者の側にまわされ、利害をめぐる混濁のなかで、史実の認定に都合よく記述されていく。その意味では「記憶」は過去を縄で括ると同時に、未来行動をも拘束し、規定していくことになる。記憶の継承は下図に示すように対話・想像なくしては成り立たない。

#### 【体験、証言、記憶の連鎖と対話・想像の構造】



### 5. 記憶の中の歴史責任、「戦争体験」という語り

そこで、問題になるのが「責任」の問題である。「戦争責任（論）」とは家永三郎氏に代表されるように、さきの大戦によってもたらされた被害を加害者の側から正視し、被害者の立場にたつ謝罪をおこなうことであった。そして、そこでは施政者だけでなく総力戦として参加した国民の戦争責任をも問うものであった。無数のプロパガンダによって訓育され、翻弄された軍国少年、国防婦人会などの存在はその先端的な象徴であった。だが、多くの国民には「我々もまた被害者」という感情が先行し、冷静に先の大戦における大衆参加、後方支援の絶対的意味を内省する機会を奪ってしまうことにもなった（歩平氏「高橋哲哉氏の戦後責任論に寄せて」より）。これは日本国民の単一均質社会、共同体的紐帯、被害感情の強い性格から発している。



その結果、経済復興という戦後の出発が、戦後処理という精神の内面をおきざりにしてしまったことは言うまでもない。

こうした戦争責任の歪んだ構造はその後の世代に継承され、無関心・無責任世代を輩出するようになった。学校教育では戦争責任問題について深く追求することもなければ、教科書にいたっては改竄問題も続出し、現代史を学ぶ視点すら教育現場から抹殺されたに均しい。昨今に至っては歴史教育の未履修など目を覆うばかりの惨状である。こうした戦後認識の膠着状況の中で新たな責任問題として発せられたのが「戦後責任（論）」である。高橋哲哉氏に代表される「戦後責任（論）」は家永三郎氏の戦争責任（論）を世代を超えて加害者と被害者の対話をはかる試みである。戦争に関係がなかったから責任はない、という考えを戒め、これから戦争を起こさないために過去の戦争について正しい知識を得るための責任がここには顕在する。前後して提起された加藤典洋氏の「敗戦後論」は日本の立場を保全する終戦後論であったが、高橋哲哉氏はこの視野狭窄に反論し、体験の風化を危機感としてとらえ、ナショナリズムではなくコスモポリタンに根ざした、とりわけアジアに開かれた責任論として提唱したものであった。言い換えれば縦の連帯（世代の継承）と同時に横への連帯（アジア諸地域との連帯）を意味した。この二つの責任（論）は弁証法的な発展性をもっている。つまり戦争責任論によって果たされなかった桎梏を、より広範な世代の視点から検証し直し、残された課題を将来に向けて究明しようという指向性である。

そこに位置取りするのは、やはり「記憶」の問題である。記憶の風化は忘れたことさえ忘れさせてしまう。記憶の地層を掘り起こす作業は意志としての想像と対話でしかない。私たちは戦争を、戦争によって引き起こされた加害責任を将来に継承する記憶として意義づけていかねばならない。過去の記憶との共闘によってこそ、その記憶は未来に開かれたものとなる。責任とは将来に涉って非を冒さない念書のようなものだ。つまり精神的な戦争抑止力として、戦後責任論はその使命を課せられなければならない。

現在、戦争という実態はさまざまな媒体によって語られているが、ここでは「語り」と「証言」、さらにさまざまなメディアにおける記憶の継承と実態との齟齬、ズレについて考えてみたい。体験者の声としての「語りつぐ戦争」の視点、過去の戦争を語る視点と同時に目下の戦争を観る視点との重層性についても考える。

2001年の「9.11」以降、歴史を振り返ることよりも将来の不安をより意識する時代となった。新たな戦争の火種は増し、各地での紛争も絶えない。その一方で映像による擬似感覚の侵襲はゲームソフトなどに日常化し、痛快スペクタクル空想戦記なども多く見られ、戦争についての感性が新たな次元を生み出しつつある。こうした現代において戦争の記憶、戦争体験の語りは、どのような有用性を持つのだろうか。

一般に日本において「語り」という形式が文化として成熟していない点が指摘される。「語る」行為が思索的営為としての「語って聞かせる」ではなく、「（語り手が）語る」始発の視点だけで途切れてしまう。そこでは「証言」もまた意識のなかで再編され、聞き側との共感を得にくくしている。いったい、「（聞き手に）聞かせる」という到達視点はあるのか。ここには日本語の人称問題、誰に語りかけるのか、という対象、さらにどこへ、という継承先の不特定化が挙げられる。身近な例では母が、父が、祖父母が次世代に「語る」形態が考えられるが、戦争体

験者は年々少なくなっている。そうした危機感を背景に、歴史研究者の間ではアーカイヴ（聞き取り）の作業が関心事となっている。そこでは世代間の対話がどの程度、可能だろうか。

内容、過去の出来事と現在の視点・過去の視点から、記憶を言語化していく場合、自ずと淘汰される事実、ある部分の強調、欠落と浮上するものといった分布があらわれる。事実が混濁し、現代との接点を求めようとする過程で、事実が修正される可能性も起こり得る。たとえば、『証言記録』兵士たちの戦争全7巻（NHK「戦争証言」プロジェクト 小学館 2009-2011）では、視点はほぼ太平洋戦争に置かれ、日中戦争の従軍証言は皆無である。意識的、あるいは無意識的に戦争記憶の優先・格付けがなされている。なお、最近では歴史家の中でも「大東亜戦争」という呼称を敢えて用いる歴史研究者もいるが、ここでは「日中戦争」と「日華事変」「支那事変」、さらに広域な「アジア15年戦争」という名称も合わせて議論の対象となるだろう。

さて、「語り」は不特定多数者に向かう体系的、内省的な「証言」となるが、脚色化の過程で、「そこにいる自分」とは何者、実写とのズレ、観念的操作の介入が免れない。「語り」のなかの分身が正当化（正統化）されていくうち、記憶は記録となり、美化されていく可能性をも持つ。朝日新聞「語りつく戦争」（月1回掲載）には毎回9本の読者からの戦争体験の声が寄せられるが、そのほとんどが被害者からの視点であり、過去の忌まわしい記憶の再現ではあっても、未来に加害者として「戦争を語りつく」という意志からは距離をおいているように感じられてならない。語りつく行為は、またその証言がどのような意思を持つのかを必然的に問われるからである。

## 6. 「731部隊」の記憶の陰影

戦争体験の記憶、語りのなかで、もっとも重いテーマの一つが「731部隊」の罪行であろう。現代との接点、現代史的意義をどこに、どう見出すのか。ほとんどメディア化されることのない実態は日本の過去の恥部、暗部としての史実でもある。それだけに隠蔽の格好の砦ともなっている。現代のさまざまな隠蔽の根源はここに行きつくときえいえよう。だが、その凄惨な史実とは裏腹に、興味本位、または断片的な記憶の継承といった印象が強い。たとえば、川島芳子の戦中活動については「731部隊」との接点が浮上したりする（2009/5/10 テレビ朝日ドキュメンタリー宣言）。また、昨今の医療小説ではミステリー風にしたてて、パンデミック（集団感染）といった話題の中に仕込まれることもある。だが、その歴史体験を忠実に継承しようとするなら、あらためて医学犯罪、日本人の偽装・隠蔽体質、階級ヒエラルキーの汚辱にまで踏み込んだ追跡（追責）が急務なはずである。さらに、人的ネットワークや談合主義（裏取引と交換条件、立身出世の階梯）の巢窟として、再認識されなければならない。一方、こうした日本の暗黒部の摘出は、エイズ患者の「カミングアウト」のタイミングにも似て、周囲に「迷惑をかける」という発想、共同体的・均質的体質を露わにする。翻って「731部隊」の記憶、語りは差別の根幹構造ともいえる天皇制への糾弾にもつながるため、報道規制などの事態も起こり得る。ここには、日本人の生命観、倫理観が色濃く潜んでいるだけに、「731部隊」が日常的視野の中でどのように語られ、継承されていくか、という課題が残されている。

歴史ものの中には、相変わらず、＜満洲もの＞が多く見られる。だが、『満州国』（岡部牧夫著、講談社学術文庫 2007）、『キメラ—満州国の肖像』（山室信一著、中公新書 2004 増補版）、『＜満州＞

の歴史』（小林英夫著、講談社現代新書 2008）、『満洲——その今日的意味』（同上、柘植書房新社 2008）、『満州事変から日中戦争へ』（加藤陽子著、岩波新書 2007）などにも「731 部隊」の史実はまったく触れられない。そこにはやはり官製史学という特徴が顔をのぞかせる。加えて、「侵略はしたけれどもいいことも遺した」という弁明意識も見え隠れする。満洲国といえば、その遺産を評価する一方、『観光コースでない満州』（小林慶二著、高文研）なども含め、「731 部隊」についての紹介は非常に少ないのが現状である。

わずかな著作（たとえば『満州事変から日中全面戦争へ』伊香俊哉著、吉川弘文館 2007）をのぞいて、一線級の学者の著作にはなぜ「731 部隊」の記述がないのか。これは歴史記述の二面性を物語ると同時に、「臭いものには蓋をする」といった日本的倫理観の象徴でもある。

そのなかでも歴史の証言として記憶にとどめたいのは、『日の丸は紅い涙に 第 731 部隊員告白記』（越定男著、教育史料出版 1983）、『三尾豊の半生 撫順の空に還った三尾さん』（小林節子著、星雲社 1999）、『日本にもあった 731 部隊元少年隊員の告白』（篠塚良雄著、新日本出版社 2004）、『流転 その罪だれが償うか 元 731 部隊員の戦中』（高知新聞社 1998）などが挙げられる。九〇年代終わりに出された『戦争と罪責』（野田正彰著、岩波書店 1998）もこの中に入れるべきであろう。ただ、証言の収録に終わり、そこから何をどうすべきか、という問題提起には弱さを感じられる。あらためて日常としての非日常を観る複眼的な歴史観の未成熟さが浮き彫りにされている。

さらに 1993 年から全国的規模で始まった「731 部隊展」に寄せられた参観者の手記をどう継承してゆくのか、という主催関係者に課せられた重い課題がある。多くの入場者を動員した歴史的証言として、とくに若い世代からのメッセージを未来に継承する方法を模索しなければならない。

## 7. 記憶の「鉄証」としての遺跡、証言

戦争記憶は当時の短期期間の記憶であったものが、長期間保持される記憶となる。その記憶群のなかでも検索（想起）されるものと、検索を拒絶するものがある。記憶にも優劣があり、その密度によってもう一つの「現実」が再構成されていくのだが、そこにはあたかも絵画や建築物の修復のように、さまざまな情報や技法（感情の演出）が加わる。結果、当初の記憶は原形を維持するほか、附属的なものまで附与されることも少なくない。矮小化ないし拡大化は避けられず、いわば記憶が「独り歩き」することも珍しくない。証言者への聞き取り（オーラルヒストリ）の陥穽もまたここにあつて、歴史事実を訊きだし、言語化する過程はつねに現在との葛藤をとまなうことが通例である。

### 7. 1 731 部隊遺跡の現状

以下では筆者がこの十年来、取り組んできた「731 部隊遺跡世界遺産登録を目指す会」の代表として、現地中国のハルビン在住の関係者らとの交流活動を通して得た体験から、歴史記憶とは何かを問題提起してみたい。「鉄証」とは、動かぬ証拠、確証という意味であるが、この用語は一般に歴史的大事記について用いられる。

先頃、ハルビン市政府常務会は「ハルビン侵華日軍第七三一部隊旧跡保護条例」（以下、条例）

により、新たにその保護区を拡大制定した。731部隊旧跡は世界でも最大規模の細菌兵器の製造研究、実験、生産を行い、各地の細菌戦を指揮したことから、残存する旧跡はきわめて高い歴史的価値を持つとの声明を明らかにした。旧跡の保存は歴史を反省し、未来への警告を有するという重大な意義を持つ。条例によれば、保護計画の対象となるのは、平房地区のみならずハルビン市内の南崗区も含む。具体的には731部隊本部、細菌弾製造工場、吉林街連絡所、白都寮、日本領事館、城小溝野外実験場などの個別の遺跡を含む。条例ではこれらの遺跡群の保護の重要性を述べると同時に、管理、陳列展示の方法、さらに破損などの行為についての罰則などが取り決められている。

遺跡の修復、維持とともに731部隊に関する図書資料の充実も重点的な目標である。陳列館にはすでに国内外（日本）からの寄贈図書を収蔵し、一般公開への準備を進めている。「731部隊国際資料図書情報展示センター」では今後、新発見の研究成果などの展示も予定され、現況を内外に発信する基地としての機能を托されることになる。

上記陳列館の参観費（入館料）については、有償か無償かをめぐってこれまでも議論があり、参観者への情報提供、愛国教育への意義を勧案し、無償化を進めている。実験的な結果によれば、初日には二千百名もの参観者があったという（2010年3月27日「ハルビン日報」）。こうした便宜は、歴史記憶を共有し、未来への教訓を発信することになる。

平房市政府はさらにこの731部隊旧跡の保存に力を入れ、周囲にはさまざまな娯楽施設をも併設して、地域の振興に役立てたいとの思惑がある。だが、ここには多くの解決すべき問題が横たわっている。遺跡保存については考古学的見地からの発掘調査も進められているものの、その保存方法については必ずしも順調に進んでいるとは言い難い。まず、発掘すべき場所の特定をめぐって、見解が統合されず、最も重視すべき特殊監獄のあった7、8号棟の発掘が遅れている点などが挙げられる。また、保存にあたっては原形をどのようにとどめるか、たとえば広島原爆ドームのような保存には多くの資金や資材が必要なことから直ちに実行はできないにせよ、駐車場の建設などによって遺跡の景観までが著しく損なわれるようでは文化遺産としての価値も問われることになる。

一般に、ここでは歴史文物の保存に対する思想の相違がある。また、そこには被害と加害の相克する感情もある。一部の日本の平和友好団体は遺跡の保存を写実的な見地から主張するが、現地側は必ずしもそれに一致した見解ではなく、展示の仕方にしても自ずと特徴が出ざるをえない。たとえば、城子溝野外実験場の再現ではジオラマによる立体展示が関心を引く。そのこと自体は視覚的効果があるかもしれないが、表面のみの感情の記憶を受け入れるにとどまり、その歴史的な罪証についてはむしろ内省を省いた参観になりがちである。展示場ではガイドによる案内もあるが、参観者にいかに歴史的意義を伝えるかについてはなお、十分な討議が必要に思われる。

また、殉難者のプレートが並ぶ回廊には確かに厳粛な空間が工夫されているが、名前だけのプレートにはその殉難者の出身、殉難場所などについての情報は記されていない。今日まで、細菌戦兵器の開発目的で人体実験に処された中国人、モンゴル人など三千人を下らないと言われる。そうした被害者を愛国烈士と意義づける一方、殉難者として哀悼する考え方もあり、国民感情の複雑さを象徴しているといえよう。

## 7. 2 「鉄証」と遺族の証言

731部隊の罪業を後代に継承するため、遺跡保存はその歴史感情を担うものであったが、より客観的な資料の蓄積という点では二点、これまでの顕著な成果を挙げておく必要がある。

ひとつは、人体実験に処せられたマルタの特殊移送を裏付ける公文書の発見である。これは1998年に発見されたもので、2002年、2004年にそれぞれ黒龍江省档案馆当案館、吉林省档案馆当案館で発見された「関東憲兵隊特移扱い文書」資料が編集出版された。この二冊はゆるがぬ歴史証拠（『鉄証』）という名称で語り継がれることになった。

もう一点は、2010年春に発足した「七三一・細菌戦資料センター」（近藤昭二氏ら代表）である。これは中国の平房区のほか、細菌戦被害を受けた湖南省常德、浙江省の義烏、崇山村をはじめ、中国各地にある細菌戦被害の資料館、博物館とも連携し、民間の交流のネットワークを築こうというものである。あわせて現在、日本政府、防衛庁が公表しない米国から返還された七三一部隊に関する重要文書の公開請求をも目的にかけている。歴史事実を日本国民が共有することで、正しい歴史判断が可能となる。そのためには教科書掲載と同時に、資料の一般公開こそが日本政府の誠意ある行動を内外に示す機会となる。同センターでは、加えて歴史検証に耐えうる資料の収集、蓄積を目指しており、将来はアウシュヴィッツ、南京なども連携した平和教育に寄与するセンターとしても期待されるものである。

以上の〈記憶の形象体〉としての遺跡、公文書に加えて、被害者の生の証言がある。即ち、中国人被害者遺族の証言をどう集約し、未来に継承するかが問われることになる。

1995年に731部隊による人体実験被害者が、1997年には細菌戦被害者がそれぞれ日本政府に謝罪と賠償を求めて提訴した。しかし、2007年、最高裁は事実を認めながらも、棄却し「敗訴」の判決を下したことは、その後の日中関係に対して大きな禍根を残すことになった。以後、日本ではメディアは731部隊関連の報道が目に見えて少なくなった。だが、中国ではその記憶は絶えることはない。それどころか、ますます記憶は勢いを増す一方である。証言は語り伝えられ、人々の中に増殖していくからだ。

2010年11月、旧日本軍731部隊による人体実験や細菌戦被害者の遺族が相次いで来日した。湖南省・常德市、浙江省・義烏市の細菌戦被害者と黒龍江省ハルビン市から731部隊に「特殊扱い」として送られた被害者遺族である。

2010年11月3日、「細菌戦被害者の証言を聞く—731部隊・細菌戦の真実」集会では、77歳の張礼忠さんは1942年の日本軍の細菌戦（浙贛作戦）によって二人の弟と祖父がペストで死亡した当時の様子を証言した。同じく浙江省の王基旭さんは当時、日本軍が占拠した村の寺院で医療活動をしていると聞き、「ペストに感染した祖母を運んだが、引き取りにいくと祖母の遺体の内臓はなく、日本軍は患者を解剖してペスト菌の毒力効果をみる検査をしていた」と証言した。

さらに2010年11月23日、「父は帰って来なかった・731部隊被害者遺族の証言」集会では、父親が731部隊に殺害された娘の李鳳琴さんが証言し、日本政府に対して事実の究明と謝罪を求めた。また、731部隊陳列館館長金成氏は、731部隊遺跡が日本軍侵略の歴史事実を示す重要な遺跡であり、世界遺産登録を目指している運動を紹介した。

前後して開催された「戦争と医の倫理」報告集会（15年戦争と日本の医学医療研究会）では戦争医学と連動した非人道的犯罪についてあらためて731部隊の罪行が認識された。

日本政府はこれまで「72年の日中共同声明で中国は戦争賠償の請求を放棄した」と主張し続けてきた。しかし、判決はこうした、なお続く悲惨な実態を見据え、遺棄行為は終戦後も行われているとし、「戦後これだけの年月がすぎ、突然災難が降りかかった被害者がなぜ賠償請求できないのか」と指摘した。声明で合意した戦争中という要件に縛られないとの判断を示し、声明以降、被害防止に積極的に取り組んでこなかった日本政府の姿勢を批判した。だが、被害者らによる訴訟に対しては日本政府は一度も包括的な賠償交渉に取り組んできたことはなかった。これは記憶の抹殺、封印というほかない。

## 8. 731部隊の罪行と記憶としての遺跡保護事業

現代日本で731部隊について論究することは、ある種の不文律的な空気が漂う。現代史の最大の汚点の一つであり、罪行の訴追が日本政府の謝罪、国益にまで及ぶ側面があるからである。731部隊の存在が全国的規模で日本人に周知されたのは、1981年の森村誠一氏の『悪魔の飽食』によってであった。以後、テレビ報道番組のほかさまざまな研究者、ジャーナリストが論究し、一方で証言集、手記なども著わされてきている。だが、その罪行は医学的見地を含めて正確に共有されているとは言い難い。教科書の記述をめぐってもその存在を認めようとする現状が依然として続いている。

その一方で、731部隊の存在を記憶し、後世に語り継ごうとする民間の運動がある。以下では日本ではほとんど一般に知られていない731部隊遺跡地の保護の現況を紹介して、戦争記憶をどう未来に語り継ぐのか、を考えてみたい。

731部隊成立の歴史を概観すると、まず1886年に陸軍省内に軍医学舎が設立され、のちに1932年に陸軍軍医学校内に防疫研究室が開設される。1933年にハルビン郊外の背陰河で東郷部隊が活動を始め、1936年に関東軍防疫部（石井四郎防疫部長）が新設される。1938年には平房特別軍事区域が設定され、「特移扱い」が開始される。同年に北京「甲」部隊が編成される。1939年にはノモンハン事件で細菌撒布がなされ、北京について広東「波」部隊、南京「栄」部隊が編成される。1940年には「関東軍防疫部」は「関東軍防疫給水部」と改称され、4つの支部が創設される。この年、寧波にペスト蚤を撒布、1941年には秘匿部隊として731部隊と呼称される。同年10月湖南省常德市で細菌戦を実施、空中撒布を行う。1942年にはシンガポールに「岡」部隊が編成される。浙江省、江西省でも細菌戦が行われる。

日本陸軍防疫給水部隊の規模は本部、各支部のネットワークを築き、満洲第731部隊（関東軍）を筆頭に、北京第1855部隊（北支派遣軍）、南京1644部隊（中支派遣軍）、広東8604部隊（南支派遣軍）、シンガポール9420部隊（南方軍）のように編成され、さらにハルビン731部隊は大連、ハイラル、孫呉、林口、牡丹江の五ヶ所に支部を設けていた。このほか東京には陸軍軍医学校防疫研究室があり、近年敷地跡にはアジア系人骨が多数発掘されている。

次に731部隊遺跡の保護をめぐって四つの段階に分けて紹介したい。以下の記述は「731部隊罪行陳列館」館長、金成民氏の資料提供に基づくが、一部補説した部分もある。

### 第一段階（1945年～1981年）

第二次世界大戦後、731部隊の特殊性、秘密性によって戦争犯罪についての資料が乏しく、罪行の重大性についても関係部門の注目を引くまでに至らなかった。「旧跡」も長期間にわたって保護がなされず、当地の工場、企業、民家は元施設を使って工場や住宅として改築していたケースもある。旧跡のうえに建物を建てたり、増築をしたりするなど原景が徐々に変形していった。国内産業、文化大革命の終息などによって、社会生活全体が安定期に向かい、改革開放経済によって旧跡が見直されるのは1980年代になってからである。またこの頃から731部隊の罪行を民衆被害の視点から見直し、告発する動きが出てきた。

### 第二段階（1982年～1998年）

1982年10月に文化部は「日本の中国侵略罪行遺跡を保護する通知」を發布、遺跡保存保護に対する明確な指示を打ち出した。同年12月ハルビン市は正式に「平房区文物管理所」を設立、遺跡の実地調査、発掘、保護、管理業務に取り組むことになった。翌1983年3月、黒龍江省人民政府の許可を経て、「ハルビン日本細菌工場罪証展覧館」を設立、これにともない、以前の「平房区文物管理所」を廃止し、731部隊遺跡を省級文物保護期間にすることを決定した。特別経費を交付して遺跡の保護を開始、資料調査・収集にあたり、展示会を開催したり、遺跡の説明標識・プレート取り付けなどの業務が始まった。こうしたなか、1984年7月、衛生部による一部細菌戦の保管資料の提供などもあって、陳列館の展示内容も充実していった。同年8月、二箇所の展示室と文物保管倉庫を設置、翌年には補充を行い、ハルビン市市級文物保護機関への認定が行われた。そして1985年、すなわち抗日戦争勝利四十周年の年、「ハルビン日本細菌工場罪証展覧館」の再配置・展示を拡大し、7月26日、名称を「侵華日軍第731細菌部隊罪証陳列館」と改め、8月15日に正式に對外向けに一般開放した。

ここにいたるまでの関係者の努力には実に涙ぐましいものがある。資金もなく僅かの給与から調査費を捻出していった韓晔前館長の取り組みはほかならぬ731部隊の罪行を後世に何としても残したいという熱意、執念の表れであった。この過程において日本政府は僅かの資金援助を行うどころか731部隊の存在、細菌戦の事実さえも認めようとしなかったことは、中国人と日本人との歴史認識の落差を決定づける端緒ともなった。

1991年になると省、市政府がそれぞれ40万元を支出、日本のABC企画委員会などの民間機関からの援助金77万元がすべて遺跡跡地の保護と展示に投入された。これは日本の戦後反戦運動の国際的支援民間事業として特筆される。1993年9月、遺跡跡地内の22か所が保護区域に決定、それぞれの遺跡跡地の周囲300m以内を「特別保護区域」、1000m以内を「重点保護区域」、2000m以内を「一般保護区域」とした。「一般保護区域」には周辺の民家も含まれた。さらに1995年には、抗日戦争勝利五十周年に併せ、引き込み線を挟んで遺跡跡地の東側3000mの場所に新たに陳列館を建設し、8月15日に正式に對外向けに開放された。この新陳列館の建設もまた日本の上記民間機関からの援助金によるものであった。

### 第三段階（1999年～2005年）

1999年から2001年にかけて、省、市政府はそれぞれ1,100万元を支出、各界からの援助金を

投入して遺跡の「第一期保護プロジェクト」が実施された。遺跡跡地に建てられた住宅、企業、工場を移転させ、部分的な発掘、調査、修繕を行い、計11箇所の遺跡跡地を対外向けに開放した結果、その面積は10.4万㎡に達した。

2002年頃からハルビン社会科学院、黒龍江省社会科学院、平房区政府は731部隊遺跡を世界遺産に申請する計画を提出すると同時に、国家文物局の専門家を招き、731部隊遺跡の保存現況とその価値に対する評価を行った。その結果、当面、遺跡跡地の環境整備に努め、十全な保護管理のもとで世界遺産登録を目指して保護活動を展開していくことになった。この経緯については田中（2000）に要約されている。

2003年4月9日、「侵華日軍第七三一細菌部隊罪証陳列館」の名称を「侵華日軍第七三一部隊罪証陳列館」に変更した。この背景には近年の調査研究によって731部隊が細菌戦のみならず毒ガス戦にも広く関与していた事実が明確になり、「細菌部隊」の名称を削除したことがある。さらに2005年、731部隊遺跡は「全国百家革命旅行古典景勝地区」に認定され、「国家旅行基本施設建設」の第一期国債資金の取得を実現させた。こうした動きから、遺跡跡地の保護性格が少しずつ変化してきたものと思われる。即ち、遺跡跡地を保護対象とする一方で、地域経済活性化のための（観光）名所にするという構想である。

遺跡跡地の保護には多額の資金を要する。この環境整備には自立した恒常的な収益金が必要とされる。復元と展示施設のかかる費用を得るための工夫が議論された。同時に遺跡跡地の歴史的価値と愛国社会教育的機能をより高めるような展示も工夫された。ここには遺跡跡地を当時の原形に近いまま残すことも検討されたが、当時の様子を知る内外の証言者もきわめて少ない中で、観光見学的な要素を多少盛り込むことも余儀なくされた。

#### 第四段階（2006年～現在）

2006年5月25日、「侵華日軍第七三一部隊遺跡」は国務院から「全国重点文物保护单位」とする認可・公布を得て、近現代史における重要な歴史的遺跡となった。2006年には国家文物局局長一行が当地を訪れ、遺跡跡地の保護利用について詳細な調査研究を行い、明確な指導的意見と具体的な要求が提出された。具体的な整備が進む中、2008年には中心保護区の取り壊しと移転工事が重要な課題となった。すでに生活圏の一部に組み込まれていた遺跡跡地内の住宅、企業の移転にも多大な影響を与えた。同年7月、「黒龍江省731部隊跡地保護開発建設指導組織」が発足、翌年にかけて調整を行い、罪証陳列館の機構充実を図ることになった。この時点から、遺跡保護業務が本格化した。

2008年9月から翌年2009年4月にかけて黒龍江省考古研究所は遺跡跡地を实地測量調査し、「侵華日軍第七三一部隊跡地調査と測量報告」を作成し、同時に調査期間中に貴重な文物280点を発掘した。さらに地下の实地調査も行い、いくつかの価値ある調査データが得られた。2009年7月には「侵華日軍第七三一部隊跡地遺跡保護計画」が全面的な企画書として提出され、保護計画がいつそう具体的に進行することとなった。



## 9. 731 部隊遺跡保存運動で見てきたこと

こうしてみると、ここ十年の間に遺跡としての保護が本格的に進行してきたことが明らかである。と同時に、遺跡保存のコンセンサスをめぐっても問題が浮上することにもなった。最大の障害が、部隊消滅後の緘口令によって、元隊員たちが口をつぐんだまま、部隊の真実の多くが語られずに推移してきたことであった。一部の良心的な隊員たちの証言や新資料などに基づき保護保存が進められてきたが、その方法をめぐっては原景をできるだけとどめて欲しいと願う日本側と、遺跡公園として多くの見学者を呼び込もうとする現地側の方針とが相容れない部分も残されている。だが、731 部隊遺跡は中国にあり、中国人民を痛めつけてきたものである以上、加害者たる日本側は中国の方針を基本的に認めざるを得ない。現在、遺跡の保存をめぐってさまざまな検討が行われている。

以上が、遺跡地の保存をめぐる主要な動きであるが、この過程では見逃すことのできない「事件」があった。一つは731 部隊の罪行のなかでも最も残忍な人体実験にかかわる「特移扱い」に関する憲兵隊文書の発見、公開である。1998 年8月に対外向けに公開された档案館資料はすでに述べたように二冊の「鉄証」として日本で出版された。

さらに、中国各地で731 部隊のネットワークによって細菌戦被害を受けた住民の戦争犯罪の告発、賠償請求運動である。細菌戦による被害者は数十万人ともいわれ、謝罪と賠償を行わない日本政府に対する不信感が高まっていったことは日中関係にとっても不幸なことであった。この裁判は棄却され、敗訴に終わったが、このことが当地の住民の意識をより深化させ、各地に細菌戦の陳列館や資料館の設立が進められる結果となった。

もう一つは731 部隊が深くかかわった毒ガス被害問題である。2003 年夏のチチハルでの毒液被害事件をはじめ、さらに毒ガス弾遺棄問題を含め、戦争責任の処理問題がきわめて不十分のまま推移している現実が明らかになった。この裁判はいまなお続いており、未決の戦争犯罪の大きな問題として日中間に横たわっている。

731 部隊による細菌戦被害者は2007 年5月9日の最高裁判所判決をもって敗訴となったが、事実認定は行われ、以下のように判決がなされた。この2007 年という年は、21 世紀に入ってから、新しい戦後として、中国人の記憶に刻まれることになった。日本政府は「当時、日本が中国で行った軍事行動は独断的かつ場当たりに展開拡大推進されたもので、中国国民に対し弁解の余地がない帝国主義的、植民地主義的な侵略行為にほかならない。日本政府は中国国民に対して真摯に謝罪すべきで、民族感情の融和をはかるためにはさらに最大級の配慮をすべきことはいうまでもない。731 部隊はソ連および中国の軍事裁判で実態が追及され、日本軍人の責任が問われた。731 部隊の存在と人体実験の恒常の実施は疑いの余地がない」としながらも、「国家無答責」とした。

なお、名称のうち「遺跡」は「旧跡」に最終的に変更される見込みである。「遺跡」には「メソポタミア遺跡」などというように文明遺跡という性格があり、人類の生存的な意味というよりも建物自体の跡地としての「旧跡」を適格と考えたものであろう。

東洋のアウシュヴィッツ。これは731 部隊の別称である。現在、世界には戦争犯罪の世界遺産として、ポーランド南部のアウシュヴィッツ強制収容所、同博物館と、日本の広島原爆ドー

ムがある。なお整備すべき課題が少なくないが、731部隊遺跡の世界遺産登録が実現すれば世界で三番目となる。

現段階での整備に関する企画書では次のような区分けがなされている（2010年11月に金成民氏によって提示された資料に基づく）。この全体図を見ても731部隊が世界最大規模の細菌兵器製造基地であったことが分かる。

保護計画によれば、1区から7区までに区画され、中心となる1区には次の旧跡が含まれている。部隊の心臓部であり、遺跡の大部分を占める。

本部、「ロ号棟」細菌実験室、特殊監獄基礎、地下通路、動力班ボイラー室、南門衛兵所、二木班結核菌実験室、笠原班病毒実験室、吉村班凍傷実験室、黄鼠飼育室、小動物地下飼育室、山口班細菌弾装備室、ガス発生室、地下ガス室

遺跡の見学は見学コースにそって五ヶ国語（中国語、英語、ロシア語、朝鮮語、日本語）によるイヤホンガイドを提供し、全施設を二時間弱で解説する仕組みになっている。

また、二区は「田中班昆虫動物培養室」、三区は「航空班」、四区は「北崗死体焼却炉」、五区は「北窪地死体焼却炉」、六区は「給水塔」、七区は「731部隊軍人宿舎」となっており、総面積は37.73万㎡、このうち重点保護区域が12.96万㎡、一般保護区域が22.58万㎡となっている。

これ以外にも、ペスト研究高橋班、リケッチャ研究野口班、人体のワクチンに対する適応性研究川上班、植物病毒研究八木沢班の各班があり、東郷神社、少年隊宿舎、東郷国民学校、兵器班、飛行機格納庫、無線班、細菌弾莢製造工場跡などの施設があり、引き続き検討に入る計画が検討中である。

## 10. おわりに

「731部隊遺跡世界遺産登録を目指す会」が2004年10月から進めてきた運動がある。それは戦後65年目の節目の年に謝罪碑を建立することであった。多くの抗日英雄たちを殺害した懺悔と反戦の誓いを込めて「殉難碑（当時の仮称）」設立を申請、許可を得て全国に呼びかけた結果、三百万日円の寄附金が集められた。そして、2011年7月にその除幕式に向けて着々と準備が進められている。碑の名称と文言は次の通りである。正面に日本語、裏面に中国語が刻まれることになる。この文言についても多くの議論の時間を要し、中国人民側の感情を配慮するものとなった。

### 謝罪と不戦平和の誓い

中国を侵略した日本軍七三一部隊は世界史上類をみない国家的犯罪を犯しました。私たちは加害国の市民として、惨殺された抗日戦士をはじめ、多くの罪のない中国人民とその遺族に対して、心から謝罪します。ここに歴史を教訓として後世に語り継ぎ、再び同じ過ちを犯さないことを誓います。

謝罪与不战和平之碑

侵华日军第七三一部队在中国犯下了世界历史上史无前例的国家级罪行。

我们作为加害国的市民，向那些被惨害的抗日战士以及众多无辜的中国人民和他们的遗属真诚谢罪。

我们在此立誓，以史为鉴警示后人，永不犯同样的罪行。

石碑は遺跡公園敷地内の一角に建立され、直径7mの台座を基礎に全高3mに及ぶ（写真4、5）。この碑には戦争被害者である民衆に何ら正式な謝罪をなしていない日本政府への怒りも込められている。

碑の建設は保存運動のひとつの区切りであり、謝罪が終わったわけではない。今後も中国側関係者と手をたずさえ、731部隊遺跡保存や史実の追究、戦後補償問題の解決に向けてのいっそうの努力が求められる。

さて、戦争記憶から我々は何を学び、次世代に継承させていくべきであろうか。すでに戦争を体験した世代、戦争被害者は年を追うごとに少なくなる。あと数年で時代の証言者は姿を消してしまうであろう。そこに残るのは記憶と記録である。とりわけ、アジアの戦争被害者との連帯については、新しい記憶の継承が求められる。戦争記憶には加害者としての記憶と被害者としての記憶が定位する。ともすれば人々は被害者としての記憶に忠実で、加害者としての記憶には目を伏せようとしがちだ。また、記憶は想像なくして獲得することは不可能である。他者への共感、共鳴を勝ち得たとき、被害者と加害者の記憶は共振し、あらたな平和への価値観、指向を生み出すのではないか。記憶を〈母〉とし、記録を〈父〉とすることにより、対話が生まれる。過去から現在、未来へと続く記憶を記録する資料センターの整備もこれから日中の学術交流によって進むことを期待したい。

731部隊の歴史が、記憶すべき現代史の実相として勇気をもって人々の口に上る時、日本人の感情意識のなかに絶えず介在する隠蔽、偽装の体質が少しずつ是正に向かい、弱者の立場に立った倫理感が醸成されていくであろう。時代の風雪に耐える731部隊遺跡に向かい合うとき、あらためて戦争という感情記憶を歴史責任としてどう継承していくのか、その語りの共有について考えていく決意を新たにするのである。

謝辞

本文は2010年3月10日、ヴァナキュラー研究会（立命館大学）での発表原稿の後半部分を加筆したものである。発表の機会を与えてくださった関係者各位に深謝申し上げます。また、ABC企画委員会の山悠悠喜子氏、和田千代子氏、731部隊罪行陳列館館長金成民氏から資料、写真他をご提供いただいた。記して感謝申し上げます。

参考文献

- イアン・ブルマ著、石井信平訳（1994）『戦争の記憶 日本人とドイツ人』TBSブリタニカ
- 家永三郎（1985）『戦争責任』岩波書店
- 一之瀬正樹（1998）『「わたし」とは何か』岩波講座『新哲学講座』岩波書店

- 上田信 (2009) 『ペストと村 七三一部隊の細菌戦と被害者のトラウマ』 風響社
- 内田雅敏 (1998) 『戦後補償』 講談社新書
- 大野のり子 (2009) 『記憶にであう 中国黄土高原 紅棗がみのる村から』 未来社 2009
- 姜尚中, 森達也 (2010) 『戦争の世紀を超えて その場所で語られるべき戦争の記憶がある』 集英社文庫
- 下河辺美智子 (2000) 『歴史とトラウマ——記憶と忘却のメカニズム』 作品社
- 関沢まゆみ編 (2010) 『戦争記憶論 忘却, 変容, そして継承』 昭和堂
- 高橋哲哉 (2005) 『戦後責任論』 講談社学術文庫
- 田中寛 (2000) 「世界遺産登録へ向けて進む 731 部隊遺跡」 『世界』 2000 年 10 月号
- 田中寛 (2004) 『「負」の遺産を越えて』 (私家版)
- 田中寛 (2010) 『戦争記憶と歴史認識 未決の戦争責任・戦後責任論のために』 (私家版)
- 成田龍一 (2010) 『「戦争体験」の戦後史 語られた体験・証言・記憶』 岩波書店
- 聶莉莉 (2006) 『中国民衆の戦争記憶 日本軍の細菌戦による傷跡』 明石書店
- 歩平 (2007) 「高橋哲哉氏の『戦後責任論』に寄せて」 (未発表稿)
- 高橋哲哉著, 徐曼訳 『戦後責任論』 社会科学文献出版社収録
- 松村高夫 「〈731 部隊〉をめぐる今日的課題」 (敬蘭之さんを偲ぶ会, 講演録 2006.10.14)
- 三浦永光 (2010) 『戦争と植民地支配を記憶する』 明石書店
- 矢野円郁 (2010) 『時間記憶の認知心理学 記憶における経過時間とその主観的感覚』 ナカニシヤ出版



写真1 731部隊罪行陳列館内の資料センター

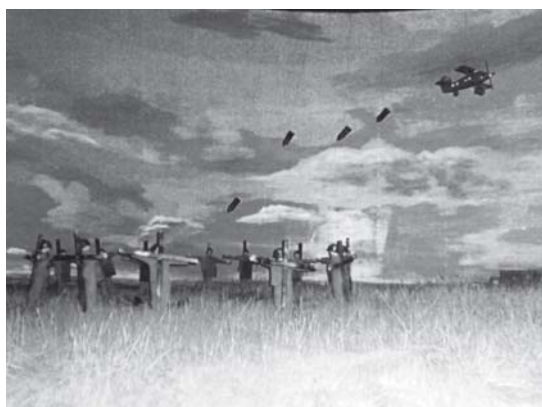


写真2 731部隊罪行陳列館内の展示施設（一部）



写真3 整備が進む731部隊遺跡 動力班旧跡

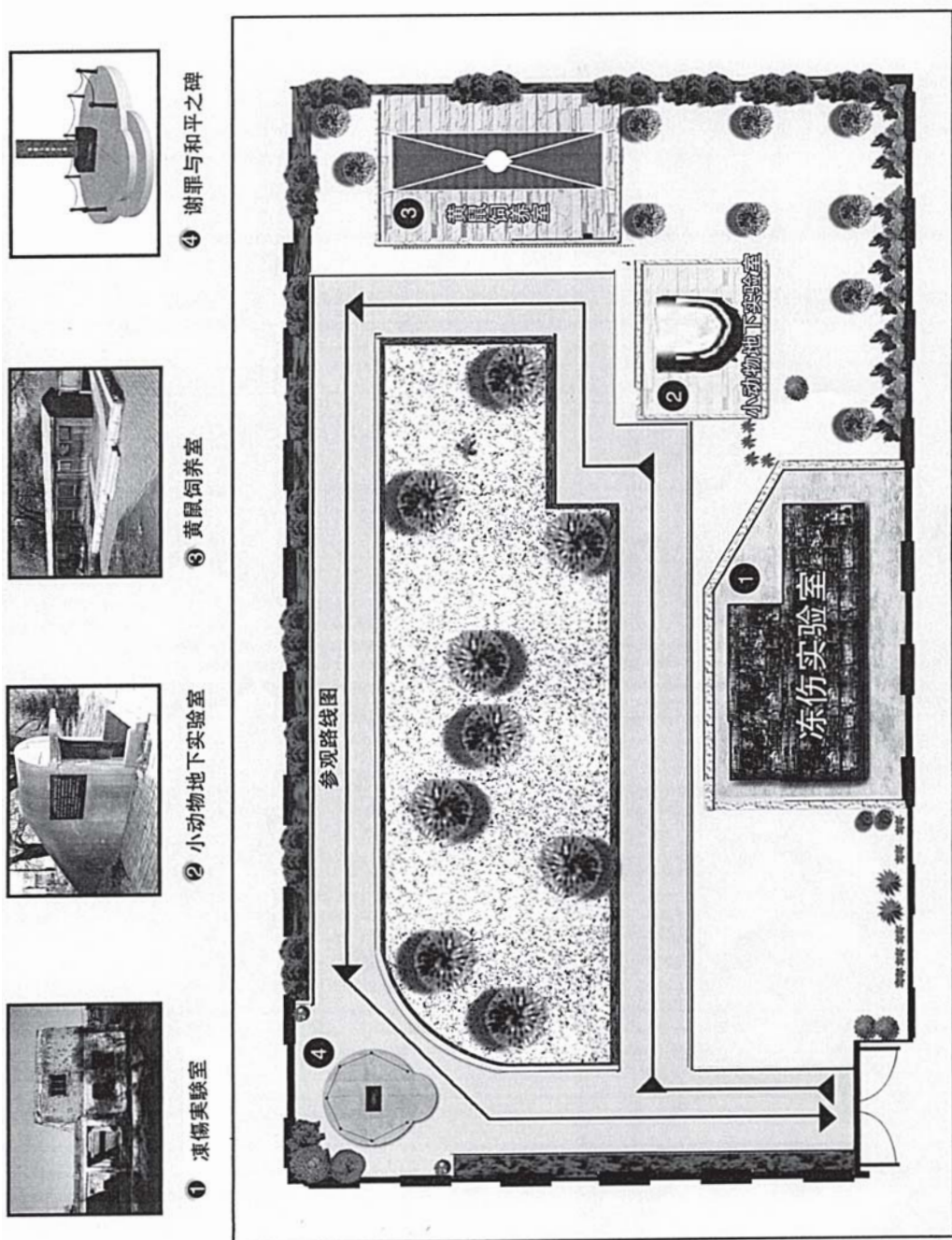
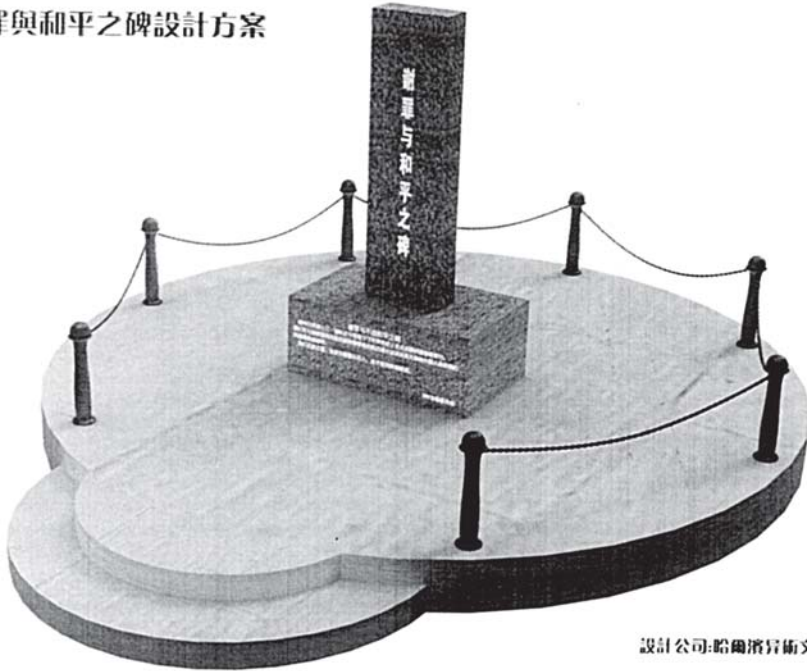


写真4 731部隊遺跡の敷地内、見学参観路の左肩に設置される「謝罪と不戦平和の碑」。

### 謝罪與和平之碑設計方案



設計公司:哈爾濱齊新文化傳播有限公司

### 謝罪與和平之碑設計方案



設計公司:哈爾濱齊新文化傳播有限公司

写真5 〈記憶の形象体〉としての「謝罪と不戦平和の碑」の全容。正面には日本語、裏面には中国語でそれぞれ「誓い」の碑文が記される。

